

平成 18 年度入学者の第 1 年次における履修登録上限設定について

教 育 改 革 室

9 月 26 日までに提出された各学部の計画及び意見を検討し、以下のように再度提案する。

1. 上限設定単位数

教育改革室提案（文系 21 単位以下，理系 23 単位以下）の原則を再確認し，関係学部にも再検討を要請する。

2. 特例措置：「所定の単位を優れた成績をもって修得した学生については，前項に定める上限を超えて履修科目の登録を認めることができる」（北海道大学通則第 17 条の 3 第 2 項）

(1)「学生の学力の多様化に対応して，成績不振の学生には，履修科目を絞り込み，少ない科目に集中して取り組むよう指導する一方，成績優秀な学生には，履修登録単位数の上限を高めて，幅広い学習を奨励し，教育効果を高める」（平成 18 年度以降の教育課程：1 年次における履修登録単位数の上限設定について，教育改革室・教務委員会，平成 17 年 5 月）という上限設定の目的を達成する手段として特例措置を活用する。

(2)特例措置は本来「早期卒業」制度の導入を前提としているが，全学教育が中心となる 1 年次については，「早期卒業」制度とは切り離し，上限設定導入当初の経過措置として，第 2 学期において各学部の学生の半数程度が特例措置の適用が受けられるような，緩やかな制度を導入する。（以下これを「暫定特例措置」と呼ぶ。）

* 学生に学習の目標を与え，教育効果を高めるため，成績上位の半数には暫定特例措置により幅広い学習を促し，成績下位の半数には修学指導により少ない科目に集中して取り組むよう指導する。

(3)主として全学教育科目を履修する時期において，学部・学科によって制度の運用にあまりバラツキが大きく，学生に不公平感が生じることのないよう配慮して，平成 18 年度入学者については，各学部共通の制度とする。

* 2 年次以降の上限設定・特例措置については，各学部ごとに，「早期卒業」制度・大学院入学基準等との関連を考慮して制度を設計する。

(4)暫定特例措置を適用する基準については，平成 17 年度 1 学期の GPA のデータ（資料 2：学部別平均値（速報値）等）を参照し，「全学平均 GPA：2.23」であること，上限設定により平均値がある程度上昇すると予測されること等を考慮して，18 年度においては各学部共通の基準として，第 1 学期の GPA 算入単位数が「10 単位を超えた者」でかつ「GPA 2.30 以上の者」とする。

* 基準点を、文系・理系、学部ごと、あるいは系・学科ごとに区別して設定することも考えられるが、上限設定により学部別平均値等はかなり変動することが予測されるので、これについては18年度以降のデータを見て検討する。(学生の学習状況を見て、基準点を段階的に高めてゆくこと等も考えられる。)

* 留年者の取扱い等については、今後検討する。

(5) 暫定特例措置によって上限設定を超えて履修登録できる単位数は、平成18年度入学者については、各学部共通で「4単位」までとする。

* 2年次1学期以降においては、「早期卒業」制度・大学院入学基準等との関連を考慮して、特例措置の基準点をGPA「3.00以上」等とすること、また上限設定を超えて履修登録できる単位数に制限を設けないこと等も考えられる。

(6) 暫定特例措置、「制度の導入当初の経過措置」として、平成18、19年度の2年間に限り、第2学期において、上限設定単位数を超えて4単位まで再履修を認める」制度、「評価せず」の廃止に伴う履修登録取消し制度(予備科目の登録)等を一体として運用する(資料3:履修届の様式(案)参照)。

3. 授業内容の実質化(1単位は標準的に45時間の学修を必要とする)、成績評価基準、成績分布等について、全学教育科目については全学教育委員会・科目責任者会議で、専門科目については各学部で、さらに検討を進める。

以上は平成18年度入学者についての提案であり、19年度以降については、制度の運用状況、学生の学習状況等を見て、今後さらに検討する。

検討経過:

平成17年10月13日 GPA・上限設定・成績評価実施検討WG
10月17日 全学教育委員会小委員会
10月21日 学部教育検討WG

参考資料:

1年次における履修登録単位数の上限設定について

<http://infomain.academic.hokudai.ac.jp/GPA/matome-3.pdf>

「秀」評価及びGPA制度の実施について(Q&A)

<http://infomain.academic.hokudai.ac.jp/GPA/q&a.pdf>

成績評価基準の明示と厳格な成績評価の実施等について(通知)

<http://socyo.high.hokudai.ac.jp/grade/Committee.html>

学部等名		履修登録上限 設定単位数		上限設定単位数に対する意見等
		1年次		
		1学期	2学期	
文学部		21	21	
教育学部		21	21	
法学部		22	22	
経済学部		21	21	
理学部		23	23	
医学部	医学科	24	22	医学科第1学期については、今回の改正にあたり、全学教育科目の必修単位数を6単位減らしたものの、学部専門科目については、現状を維持せざるを得ない状況であり、選択科目についても従前の選択肢を残すこと等を勧告し、これ以上減らすことは困難である。
	保健学科	23	23	
歯学部		21	21	
薬学部		24	24	職業教育（薬剤師国家試験）を目的とする本学部では、上限設定単位数は24単位にお願いしたい。
工学部	応用物理	23	23	
	情エレ	23	23	
	機械知能	23	23	
	環境社会	23	23	
農学部		21	21	
獣医学部		23	23	
水産学部		23	23	

教育改革室提案

上限設定単位数

文系21単位以下、理系23単位以下を原則

平成18年度入学者の第1年次における履修登録上限設定について その2

学部等名		特例措置への対応	特例措置に対する意見等
文学部		提案了承	
教育学部		提案了承	
法学部		提案了承	
経済学部		提案了承	
理学部		提案了承	
医学部	医学科	提案了承	
	保健学科	提案了承	
歯学部		提案了承	
薬学部		提案了承	
工学部	応用物理	提案了承	
	情エレ	提案了承	
	機械知能	提案了承	
	環境社会	提案了承	
農学部		提案了承	
獣医学部		提案了承	
水産学部		提案了承	

教育改革室提案

特例措置の概要

- 1) 上限設定導入当初の経過措置として、第2学期において各学部の学生の半数程度が特例措置が受けられるような、緩やかな制度を導入。（「暫定特例措置」）
- 2) 主として全学教育科目を履修する時期において、平成18年度入学者については、各学部共通の制度。
- 3) 暫定特例措置を適用する基準は、第1学期のGPA算入単位数が「10単位を超えた者」でかつ「GPA2.30以上の者」。
- 4) 暫定特例措置によって上限設定を超えて履修登録できる単位数は、各学部共通で「4単位」まで。
- 5) 暫定特例措置、「導入当初の経過措置として、平成18、19年度の2年間に限り、第2学期において、上限設定単位数を超えて4単位まで再履修を認める」制度、「評価せず」の廃止に伴う履修登録取消し制度（予備科目の登録）等を一体として運用する。